

とうがね インフォメーション

Togane Information

収税課から 納期限のお知らせ

国民健康保険税(普通徴収)【第5期】
後期高齢者医療保険料(普通徴収)【第5期】
介護保険料(普通徴収)【第5期】

納期限 11月30日(月)

納期限内に忘れずに納付しましょう

休日の納付相談と納付窓口

【休日】 とき▶11月28日(土)・29日(日)
午前8時30分～午後5時15分
ところ▶収税課
※夜間窓口は11月17日(火)に実施します。

納期内納付をお願いします

市税等は、納期限内に納めるもので、納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。そのままにしておくと差し押さえなどの滞納処分を受けることがありますので、納期内納付をお願いします。

問い合わせ▶収税課
納付相談について ☎(50)1227
納付窓口について ☎(50)1129

今月の休日窓口は 11月29日(日)

毎月最終日曜日に住民票の写しや各種証明書の一部を交付します。交付できる証明書など、詳しくは担当課へお問い合わせください。
問い合わせ▶住民票・戸籍・印鑑証明関係…
……………市民課☎(50)1131
市民税関係…課税課☎(50)1128
納税関係…収税課☎(50)1129

課税課からのお願い～たばこは地元で買いましょ～

12月議会の開催予定

12月定例会は12月1日(火)午前10時に開
会予定です。
※請願・陳情は11月24日(火)午後5時まで受
け付けています。
※議会のインターネット中継も行っていま
す。
問い合わせ▶議会事務局 ☎(50)1181

お知らせ

11月は「動物による危害 防止対策強化月間」です

動物を飼うときは次のことに注意し、事故や迷惑を起
さないようにしましょう。
・飼う犬に噛まれて怪我をし
た場合は保健所へ届出をし、
噛んだ犬が狂犬病の疑いが
ないか獣医師の検診を受け
ましょう。
・犬を飼う場合は事故を起こ
さないようなしつけ、飼い
方をしましょう。
・散歩は犬を制御できる人が
短い引き綱で行いましょう。
・犬は訪問者に届かない場所

で飼いましょ。

犬の登録と狂犬病予防注射
は必ず行いましょ。また、
首輪などに登録鑑札と狂犬
病予防注射済票を必ずつけ
ましょ。

猫は室内で飼いましょ。
(糞尿や鳴き声などの近所
トラブルや交通事故などの
リスクがあるため)

犬猫合わせて10頭以上飼う
場合は、保健所へ届出をし
ましょ。(91日齢未満の
犬猫を除く)

一部の猿や蛇などの特定動
物は、法律により原則飼う
ことができません。

動物は責任を持って最後ま
で面倒を見ましょ。やむ
を得ない事情で飼えなく
なった場合は新しい飼い主
を探しましょ。(保健所、
動物愛護センターでは飼い
主探しをお手伝いしていま
す)

山武健康福祉センター

☎(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

同東葛飾支所

☎04(7191)0050

狂犬病予防注射を忘れず に行いましょ

年1回の狂犬病予防注射は
法律で定められた義務です。
注射後、環境保全課への届出
が必要です。新型コロナウイルス
の状況も踏まえ、インフ
ルエンザが流行する前に狂犬
病予防注射を受けましょ。

申請方法▶①注射が済んでい
る場合▶環境保全課で手続
き②注射が済んでいない
場合▶開業獣医院などのも
とで狂犬病予防注射を受け
てから環境保全課で手続き

※動物病院に来院する際は、
事前に電話確認とマスクの
着用をお願いします。
※飼い主変更、住所変更、犬
が死亡した場合は環境保全
課までご連絡ください。

持ち物▶狂犬病予防注射済証
(令和2年3月2日以降に
獣医師が発行したもの)
費用▶550円(狂犬病予防
注射済票交付手数料)

環境保全課

☎(50)1170

地域リハビリテーション
活動支援事業

皆さんが取り組んでいる介
護予防の活動を支援するため

に、リハビリテーション専門
職を派遣します。

対象▶介護予防活動に取り組
む地域団体など(例▶区会、
老人クラブ、趣味活動や体
操を実践しているサークル、
地域のサロンなど)

派遣時間▶1時間(平日午前
10時～午後4時の間)
募集団体数▶先着4団体
申込方法▶派遣希望日の1カ
月前までに電話で申込

※専門職の都合により日程を
調整させていただきます。
申請高年齢者支援課

子育て世帯への臨時特別
給付金(公務員の方へ)

公務員で受給を希望する方
は、所属庁からの証明を受け
た申請書を郵送または持参し
て提出してください。

支給対象者▶3月分または4
月分の児童手当受給者
※児童手当が特例給付の方
(所得制限を超えている方)
は支給対象外です。

対象児童▶3月分または4月
分の児童手当の支給対象児
童

支給金額▶児童1人あたり
1万円

締切▶12月15日(火)
申請子育て支援課

11月30日(月)は「年金の日」
11月30日(月)は年金の日で
す。高齢期の生活設計につ
いて考えてみませんか。「ねん
きんネット」に利用登録する
と、これまでの年金記録、こ
れからの年金受給見込額を簡
単に確認できます。

ねんきん定期便・ねんきん
ネットなど専用ダイヤル
☎0570(058)555



▲ねんきんネット
利用申請ホーム
ページ

11月25日(水)～12月1日(火)
犯罪被害者週間

犯罪被害者やその家族が被
害から立ち直り、再び平穩に
過ごせるようになるには、社
会全体で支えていくことが重
要です。

◆千葉テレビで特別番組を放
送します

とき▶11月28日(土)午前9時30
分～9時55分

番組名▶平穩な暮らしを取り
戻すために、犯罪被害者へ
の支援

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。
すべて無料ですので気軽にご相談ください。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00	消費生活センター (市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務でお困りの方の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークにて受け付けます
交通事故相談	12/7(日) 10:00～15:00	市民相談室	消防防災課 ☎(50)1119	保険請求・示談・ひき逃げなどの交通事故の相談(要予約)
行政相談	11/16(日)・12/15(火)いずれも13:00～16:00	市役所202会議室	総務課 ☎(50)1117	国の業務への要望などの相談 ※合同で開催していた人権相談は休止しています。
家庭児童相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①11/18(水)・②11/25(火)・③12/16(水)10:00～16:00 (電話予約=①②受付中③12/9(水)いずれも8:30～)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、初期相談に限ります
心配ごと相談	毎月第2・第4火曜日(休祝日の場合は翌平日) 13:30～16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00	ボランティアセンター (ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 15:00～17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム (ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月～金曜日(休祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	いじめや不登校、子育てなど教育問題について

※移動交番、保健ガイド(ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談)、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。